

消防予第 184 号  
令和 5 年 3 月 22 日

都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁予防課長  
(公印省略)

### 消防設備士講習のオンライン化の推進について

消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 17 条の 10 において、消防設備士は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事（総務大臣が指定する市町村長その他の機関を含む。）が行う工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（以下「消防設備士講習」という。）を受けなければならないと規定されているところ、現在は、法第 17 条の 11 に規定する指定講習機関が指定されていないことから、各都道府県のみが消防設備士講習の実施機関となっているところです。

消防設備士講習のオンライン化については、規制改革実施計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置することとされたこと及び第 5 回デジタル臨時行政調査会（令和 4 年 10 月 27 日）において、令和 4 年 7 月から令和 7 年 6 月までの 3 年間の「集中改革期間」を令和 6 年 6 月までの 2 年間を目途に前倒しすることとされたところです。

消防設備士講習は、消防設備士免状の交付を受けている者すべてに受講義務があり、講習を受けなかった場合は、消防設備士免状の返納命令の対象となるものであることから、消防設備士講習の実施機関の責務として、オンライン講習を含め、消防設備士が消防設備士講習を受ける機会を適切に確保することが求められます。

貴職におかれましては、消防設備士講習の趣旨及びオンライン化の必要性を十分にご理解の上、令和 6 年 6 月までを目処として、下記事項に留意し、消防設備士講習のオンライン化を実施するため、速やかに具体的な検討を進めるようお願いいたします。

このような状況を踏まえ、当庁では、消防設備士講習のオンライン化を推進していくため、別添のとおり、「消防設備士講習のオンライン化に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定しましたので、参考としてください。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

## 記

### 1 集中改革期間の取組について

消防設備士講習を実施する機関は、ガイドラインを参考とし、令和6年6月を目処に「申込～受講～受講修了証等発行のデジタル完結」が基本となるよう、講習のオンライン化に集中的に取り組むこと。

### 2 オンライン講習の実施について

- (1) 当面は、デジタル機器に不慣れな受講者やデジタル環境が整備されていない受講者等も消防設備士講習を公平に受講できる体制を確保することが必要であることから、従来の集合講習及びオンライン講習を並行して実施されたいこと。
- (2) オンライン講習の実施時期及び受講者数については、当面の間、まずは全体の少なくとも1割程度の受講者がオンライン講習を受講する機会を得ることができることを目安とするなど、オンライン講習の開始にあたっては、各都道府県における受講者数等の実情を踏まえた可能な範囲で設定することが適当であること。

### 3 その他

- (1) ガイドラインは、法令の改正、デジタル社会の進展又は講習システム機能の向上等により見直すことがあること。
- (2) 講習のオンライン化については、経済団体等からも要望が寄せられるなど社会的要請が高いものであり、オンライン化に向けた取組等に係る社会的な関心が高まっていると考えられることから、今後、消防設備士講習のオンライン化についての各都道府県の取組状況を調査し、必要に応じて結果を公表する予定であること。  
また、必要に応じて各都道府県と意見交換を行う機会を設ける予定であること。

## 消防設備士講習のオンライン化に係るガイドライン

### 第1 趣旨

本ガイドラインは、消防設備士講習について、デジタル社会に対応するため、講習機関におけるオンライン講習の運用を定めるものである。

### 第2 オンライン講習の運用

消防設備士講習のオンライン化については、「防火・防災管理に関する講習のガイドラインの改正について（通知）」（令和5年1月20日付け消防予第41号）の別添2「防火・防災管理に関する講習のガイドライン」第2章第2節（8から10まで、13及び14を除く。）の例によるほか、以下の内容に留意すること。

#### 1 受講申請について

受講申請時に必要な書類として、申請者が保有する消防設備士免状を提出させること。

#### 2 講義について

オンライン講習を行う場合であっても、「工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施細目を定める件」（平成16年消防庁告示第25号）及び「「工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施細目を定める件」の運用について」（平成16年9月29日付け消防予第184号。以下「184号通知」という。）に規定する講習科目、講習内容及び講習時間を満たす必要があること。

なお、効果測定の回答時間は、講習時間に含まれないものであること。

#### 3 受講状況の確認について

オンライン講習の受講に使用するパソコン等のWebカメラの活用、顔認証機能の実装、受講記録の確認等により、受講状況を確認すること。

#### 4 効果測定について

オンライン講習を行う場合であっても、184号通知第一3のとおりとし、上記2に記載する講義（免除することができる講習科目を除く。）を全て受講した者に対して実施すること。

なお、同通知第一3（1）において、「効果測定は筆記により行うもの」とあるのは「効果測定はオンライン講習システムにより行うもの」と読み替えるものとする。

#### 5 講習修了の証明について

(1) 講習修了の証明として、消防設備士免状（以下「免状」という。）の裏面への認印に替えて、オンラインにより、受講証明書を発行することとして差し支えないこと。

なお、受講証明書は、オンライン講習を実施する講習実施機関名で発行するものであること。

(2) 受講証明書の発行にあたり、オンライン講習の受講者に対し、以下の内容について周知すること。

ア 免状保有者の消防設備士講習の受講履歴を確認する際には、免状及び受講証明書により行うこととなるため、消防機関等から免状に加えて受講証明書の提示を求められる場合があること。

イ 免状の書換え時に、受講証明書の提示を必要とする場合があること。

ウ 受講証明書を保持する者が免状の裏面に認印を押すことを希望する場合には、当該受講証明書の提示が必要となること。

《受講証明書の例》

令和	年度消防設備士講習
	受講証明書
講習修了日	年 月 日
受講者氏名	殿
受講区分	
講習実施者	●●県知事

※これは消防設備士講習の受講を証明するものとなります。必要に応じて消防機関等に提示できるよう、免状と一緒に保持してください。  
※免状の書換え申請時には、この受講証明書を提出してください。

6 受講証明書の再発行について

受講証明書のデータを紛失した者に対し、講習実施機関の定める手続により、受講証明書を再発行することとして差し支えないこと。